



平成30年4月10日
九州地方整備局
建政部

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局は、本日、株式会社協和製作所（佐賀県佐賀市）に対し、建設業法に基づく監督処分を行いました。
詳細は別紙のとおりです。

【問合せ先】

九州地方整備局 建政部 建設産業課長 廣瀬 祐一郎（内線6141）
建設産業課長補佐 竹下 憲一郎（内線6144）
電話番号：092-471-6331（代表） 092-409-4201（直通）
FAX 番号：092-476-3511

建設業者に対する監督処分について

国土交通省九州地方整備局長は、下記のとおり建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく監督処分を行った。

記

1. 処分対象業者

| 商号 | 許可番号 | 代表者 | 所在地 |
|-----------|-------------------------------|-------|--------|
| 株式会社協和製作所 | 国土交通大臣許可 (般・特-28) 第014194号 | 藤井 道博 | 佐賀県佐賀市 |

2. 処分内容

建設業法第28条第1項の規定による指示処分

- 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講じること。
 - 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に速やかに周知徹底すること。
 - 施工現場等における安全管理体制の調査点検を行うとともに、安全管理体制の整備・強化を図ること。
 - 建設業法及び関係法令の遵守を社内に徹底するため、研修及び教育の計画を作成し、役職員に対し継続的に必要な研修及び教育を行うこと。
- 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合にはこれを含む。）を速やかに文書をもって報告すること。

3. 処分理由

株式会社協和製作所は、平成28年2月10日に佐賀労働基準監督署に対し、真実は、同社社員が同月4日に福岡市西区の工事現場において水門への鉄板取り付け作業中に同鉄板を右足の甲から指先の上に落とし傷害を負い、4日以上休業したのに、同社佐賀本社工場材料資材置き場にて負傷した旨の内容虚偽の労働者死傷病報告書を提出し、もって労働基準監督署長に虚偽の報告をした。

このため、同社及び同社代表取締役が労働安全衛生法違反により平成29年12月27日に佐賀簡易裁判所からそれぞれ罰金20万円の略式命令を受け、その刑が確定している。

このことが、建設業法第28条第1項第3号に該当する。